

平成 18 年 11 月 1 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 16 号

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び

企業会計基準適用指針公開草案第 20 号

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」 の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、「金融商品取引法制」を整備する法改正が成立したことによって、上場会社等を対象として平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び連結会計年度から四半期報告制度が導入されることに伴い、四半期財務諸表の作成基準について検討してまいりました。

今般、平成 18 年 10 月 24 日の第 115 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準とその適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 12 月 25 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定であること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとしては取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：ed16_shihanki@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するために本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 目的

本公開草案は、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下合わせて「四半期財務諸表」という。）に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。

■ 四半期財務諸表の範囲

四半期財務諸表は四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書から構成される。なお、四半期株主資本等変動計算書は、四半期開示制度が定着している米国の状況や四半期開示における迅速性の要請などを踏まえて開示を求めず、株主資本の金額に著しい変動があった場合には主な変動事由を注記事項として開示することとする（会計基準案第5項、第6項、第19項(13)、第25項(11)及び第35項参照）。

また、四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期報告制度での取扱いも踏まえ、四半期個別財務諸表の開示は要しない（会計基準案第6項参照）。

■ 四半期財務諸表の開示対象期間

四半期財務諸表の開示対象期間は、次のとおりとする（会計基準案第7項参照）。

1. 四半期会計期間の末日の四半期貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表
2. 四半期会計期間（3か月情報）及び期首からの累計期間の四半期損益計算書、並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間の四半期損益計算書
3. 期首からの累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年度における対応する期間の四半期キャッシュ・フロー計算書

■ 会計処理

会計処理の原則及び手続は、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の財務諸表と同じ会計処理を採用する。ただし、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる（会計基準案第9項及び第20項参照）。

四半期特有の会計処理には、原価差異の繰延処理、後入先出法における売上原価修正及び税金費用の計算を挙げている（会計基準案第11項から第14項及び第22項、適用指針案第11項、第19項及び第20項参照）。

また、簡便的な会計処理として、中間財務諸表の作成で認められている会計処理に加え、一般債権の貸倒見積高の算定方法、原価差異の配賦方法、減価償却費の算定における予算制度の利用、税金費用の算定方法などを挙げている（適用指針案第3項、第7項から第

10 項、第 12 項から第 14 項、第 16 項から第 18 項、第 21 項から第 22 項及び第 27 項から第 30 項参照)。

■ 開 示

(1) 四半期財務諸表の科目の表示

四半期財務諸表の表示科目は、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる(会計基準案第 17 項及び第 23 項参照)。

また、四半期財務諸表の表示科目及び表示区分については、年度の財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない(会計基準案第 18 項及び第 24 項参照)。

(2) 注記事項

注記事項は、年度の財務諸表や中間財務諸表と比較して開示の適時性が求められていることなどを踏まえ、中間財務諸表よりも注記項目及び注記内容の簡略化を図ることとし、前年度と比較して著しい変動がある項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項の開示を求めることとする(会計基準案第 53 項参照)。

具体的な注記項目としては、セグメント情報、1 株当たり四半期純損益等のように必ず記載を求める事項と、重要な会計処理の原則及び手続の変更や株主資本の金額に著しい変動があった場合、継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合、重要な企業結合や事業分離、重要な偶発債務、重要な後発事象等に該当する事由が生じた場合に記載を求める事項が挙げられる(会計基準案第 19 項及び第 25 項、適用指針案第 34 項から第 81 項参照)。

なお、本公開草案で定めた項目は最小限の項目を掲げており、個々の企業集団又は企業が事業内容や事業形態を踏まえ、これを上回る開示を行うことを妨げないこととする(会計基準案第 53 項参照)。

■ 適用時期等

適用時期については、四半期報告制度の導入時期にあわせて、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び連結会計年度から適用する。なお、適用初年度においては、前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する四半期財務諸表の記載を要しない(会計基準案第 26 項及び第 27 項参照)。

以 上

【参考1】四半期連結財務諸表のイメージ

この記載例は、会計基準案及び適用指針案を理解する際の参考として添付されるものであり、それらの一部を構成するものではない。

四半期連結貸借対照表

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1	現金及び預金	XX,XXX		XX,XXX	
2	受取手形及び売掛金	XX,XXX		XX,XXX	
3	有価証券	XX,XXX		XX,XXX	
4	製品	XX,XXX		XX,XXX	
5	原材料	X,XXX		X,XXX	
6	仕掛品	X,XXX		X,XXX	
7	その他	X,XXX		X,XXX	
	流動資産合計	XXX,XXX	XX.X	XXX,XXX	XX.X
固定資産					
1	有形固定資産	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
2	無形固定資産	X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
3	投資その他の資産	X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
	固定資産合計	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
	繰延資産	X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
	資産合計	XXX,XXX	100.0	XXX,XXX	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成 21 年 3 月 31 日)		当第 2 四半期連結会計期間末 (平成 21 年 9 月 30 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1	支払手形及び買掛金	XX,XXX		XX,XXX	
2	短期借入金	XX,XXX		XX,XXX	
3	未払法人税等	X,XXX		X,XXX	
4	その他	XX,XXX		XX,XXX	
	流動負債合計	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
固定負債					
1	長期借入金	X,XXX		XX,XXX	
2	引当金	X,XXX		X,XXX	
3	その他	X,XXX		X,XXX	
	固定負債合計	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
	負債合計	XXX,XXX	XX.X	XXX,XXX	XX.X
(純資産の部)					
株主資本					
1	資本金	XX,XXX	X.X	XX,XXX	X.X
2	資本剰余金	XX,XXX	X.X	XX,XXX	X.X
3	利益剰余金	XX,XXX	X.X	XX,XXX	X.X
4	自己株式	X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
	株主資本合計	XX,XXX	X.X	XX,XXX	X.X
評価・換算差額等					
1	その他有価証券評価差額金	X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
2	繰延ヘッジ損益	XXX	X.X	XXX	X.X
3	為替換算調整勘定	XXX	X.X	XXX	X.X
	評価・換算差額等合計	XX	X.X	XX	X.X
	新株予約権	XXX	X.X	XXX	X.X
	少数株主持分	X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
	純資産合計	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
	負債純資産合計	XXX,XXX	100.0	XXX,XXX	100.0

四半期連結損益計算書

(期首からの累計の四半期連結会計期間)

区分	注記 番号	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
売上高		XXX,XXX	100.0	XXX,XXX	100.0
売上原価		XXX,XXX	XX.X	XXX,XXX	XX.X
売上総利益		XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
販売費及び一般管理費	1	X,XXX		X,XXX	
営業利益		X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
営業外収益		X,XXX		X,XXX	
営業外費用	2	X,XXX		X,XXX	
経常利益		X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
特別利益	3	XXX		XXX	
特別損失	4	XXX		XX	
税金等調整前四半期純利益		X,XXX	X.X	XX,XXX	X.X
法人税、住民税及び事業税		X,XXX		X,XXX	
法人税等調整額		XXX	X.X	XXX	X.X
少数株主利益		XXX	X.X	XXX	X.X
四半期純利益		X,XXX	X.X	X,XXX	X.X

(四半期連結会計期間)

区分	注記 番号	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月 1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月 1日 至 平成21年9月30日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
売上高		XXX,XXX	100.0	XXX,XXX	100.0
売上原価		XXX,XXX	XX.X	XXX,XXX	XX.X
売上総利益		XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
販売費及び一般管理費	1	X,XXX		X,XXX	
営業利益		X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
営業外収益		X,XXX		X,XXX	
営業外費用	2	X,XXX		X,XXX	
経常利益		X,XXX	X.X	X,XXX	X.X
特別利益	3	XXX		XXX	
特別損失		XX		XX	
税金等調整前四半期純利益		X,XXX	X.X	XX,XXX	X.X
法人税、住民税及び事業税		X,XXX		X,XXX	
法人税等調整額		XXX	X.X	XXX	X.X
少数株主利益		XXX	X.X	XXX	X.X
四半期純利益		X,XXX	X.X	X,XXX	X.X

四半期連結キャッシュ・フロー計算書
 (間接法による場合)

		前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前四半期純利益		X,XXX	X,XXX
減価償却費		XXX	XXX
売上債権の増減額(増加:)		XXX	XXX
たな卸資産の増減額(増加:)		XXX	XXX
仕入債務の増減額(減少:)		XXX	XXX
法人税等の支払額		X,XXX	X,XXX
その他		XXX	XXX
営業活動によるキャッシュ・フロー		X,XXX	X,XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		XXX	XXX
有形固定資産の取得による支出		X,XXX	XXX
その他		XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー		X,XXX	X,XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増加額		XX	XX
長期借入れによる収入		XXX	X,XXX
その他		XXX	XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー		XXX	X,XXX
現金及び現金同等物に係る換算差額		XX	XX
現金及び現金同等物の増減額(減少:)		XXX	X,XXX
現金及び現金同等物の期首残高		X,XXX	X,XXX
現金及び現金同等物の第2四半期末残高		X,XXX	X,XXX

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係) 金額が重要な場合

	前連結会計年度末 (平成 21 年 3 月 31 日)	当第 2 四半期連結会計期間末 (平成 21 年 9 月 30 日)
保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っている。	(株) XXX 百万円 (株) XXX " その他 XXX " 合計 XXX "	(株) XXX 百万円 (株) XXX " その他 XXX " 合計 XXX "
手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 受取手形裏書譲渡高	X,XXX 百万円 X,XXX 百万円	X,XXX 百万円 X,XXX 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

	前第 2 四半期連結 会計期間 (3 か月)	当第 2 四半期連結 会計期間 (3 か月)	前第 2 四半期連結 会計期間 (累計)	当第 2 四半期連結 会計期間 (累計)
1 販売費及び一般 管理費のうち 主要なもの	広告宣伝費 XXX 百万円 研究開発費 XXX 百万円	広告宣伝費 XXX 百万円 研究開発費 XXX 百万円	広告宣伝費 XXX 百万円 研究開発費 XXX 百万円	広告宣伝費 XXX 百万円 研究開発費 XXX 百万円
2 営業外費用の うち主要なもの	支払利息 XXX 百万円	支払利息 XXX 百万円	支払利息 XXX 百万円	支払利息 XXX 百万円
3 特別利益のうち 主要なもの	土地売却益 XXX 百万円	投資有価証券売却益 XXX 百万円	土地売却益 XXX 百万円	投資有価証券売却益 XXX 百万円
4 特別損失のうち 主要なもの			機械装置及び運搬具 除却損 XXX 百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日)	
当四半期連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の当第 2 四半期末残高と当第 2 四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	XX,XXX 百万円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	X,XXX "
現金及び現金同等物	X,XXX "

(株主資本関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項						
当第2四半期連結会計期間末						
発行済株式		普通株式	XXX,XXX 千株			
自己株式		普通株式	XXX 千株			
新株予約権及び自己新株予約権に関する事項						
当第2四半期連結会計期間末						
新株予約権の目的となる株式の種類及び数						
		普通株式	XXX 千株			
権利行使期間が未到来の新株予約権						
		普通株式	XXX 千株(一定の条件が発生した場合に、有利な行使価格で株式を取得できる新株予約権を事前に株主に付与したものである。)			
新株予約権の当第2四半期末残高は、全て親会社に係るものである。						
配当に関する事項						
(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(1)配当支払額						
平成21年6月27日 定時株主総会	普通株式	XXX 百万円		5 円	平成21年 3月31日	平成21年 6月27日
(2)基準日が当四半期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間後となるもの						
平成21年10月31日 取締役会	普通株式	XXX 百万円	利益剰余金	5 円	平成21年 9月30日	平成21年 12月10日

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(単位：百万円)

		前第2四半期連結 会計期間(3か月)	当第2四半期連結 会計期間(3か月)	前第2四半期連結 会計期間(累計)	当第2四半期連結 会計期間(累計)
売上高	事業	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	事業	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	その他の事業	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	消去又は全社	(X,XXX)	(X,XXX)	(X,XXX)	(X,XXX)
	連結 合計	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
営業損益	事業	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
	事業	XXX	XXX	XXX	XXX
	その他の事業	XXX	XXX	XXX	XXX
	消去又は全社	(XXX)	(XXX)	(XXX)	(XXX)
	連結 合計	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

【所在地別セグメント情報】

(単位：百万円)

		前第2四半期連結 会計期間(3か月)	当第2四半期連結 会計期間(3か月)	前第2四半期連結 会計期間(累計)	当第2四半期連結 会計期間(累計)
売上高	日本	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	北米	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	アジア	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	消去又は全社	(X,XXX)	(X,XXX)	(X,XXX)	(X,XXX)
	連結 合計	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
営業損益	日本	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
	北米	XXX	XXX	XXX	XXX
	アジア	XXX	XXX	XXX	XXX
	消去又は全社	(XXX)	(XXX)	(XXX)	(XXX)
	連結 合計	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

【海外売上高】

(単位：百万円)

		前第2四半期連結 会計期間(3か月)	当第2四半期連結 会計期間(3か月)	前第2四半期連結 会計期間(累計)	当第2四半期連結 会計期間(累計)
海外売上高	北米	XX,XXX (× × %)	XX,XXX (× × %)	XX,XXX (× × %)	XX,XXX (× × %)
	アジア	X,XXX (× × %)	X,XXX (× × %)	X,XXX (× × %)	X,XXX (× × %)
	計	XX,XXX (× × %)	XX,XXX (× × %)	XX,XXX (× × %)	XX,XXX (× × %)
連結売上高		XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX

* (× × %) は、連結売上高に占める海外売上高の割合

(1株当たり四半期純損益情報)

	前第2四半期連結 会計期間(3か月)	当第2四半期連結 会計期間(3か月)	前第2四半期連結 会計期間(累計)	当第2四半期連結 会計期間(累計)
1株当たり四半期純利益金額	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
四半期純利益(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	XXX	XXX	XXX	XXX
普通株式に係る四半期 純利益(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均 株式数(千株)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
普通株式に係る四半期純利 益への調整額(百万円)	XX	XX	XX	XX
普通株式増加数(千株)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

* 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式については、前年度末(又は前々年度末)から重要な変動がないため、記載を省略している。

(1株当たり純資産額情報)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	, 円 銭	, 円 銭

《前連結会計年度末と比較して著しい変動がある場合等》

(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況) 当四半期連結会計期間において該当した場合

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日)
<p>当グループは、当四半期連結会計期間において、××の理由により、 百万円の四半期純損失を計上した結果、百万円の債務超過になっている。</p> <p>これにより、当グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、……………。</p> <p>四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。</p>

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

(連結の範囲及び持分法の範囲の変更)

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日)
<p>(株)については、新たに株式を取得したことから、当第 2 四半期連結会計期間より連結子会社に含めることとし、(株)については、保有株式を売却したことにより、連結子会社から除外している。なお、(株)については、新たに株式を取得したことから、当第 2 四半期連結会計期間より持分法適用の関連会社に含めている。</p>

(会計処理の変更)

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日)
<p>役員退職慰労引当金 ……………</p> <p>(会計方針の変更) 当社及び主要な連結子会社の役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理していたが、当第 2 四半期連結会計期間から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。 この変更は、…… (変更理由を具体的に記載する) ……ために行った。</p> <p>この変更により、第 1 四半期及び第 2 四半期連結会計期間に対応する額の合計額 百万円¹は販売費及び一般管理費に計上し、前年度以前に対応する額 百万円については、特別損失に計上している。 この結果、従来の方法と比較して、当第 2 四半期連結会計期間 (累計) の営業利益は 百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は 百万円減少している。セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>なお、…… (当第 2 四半期に変更した合理的な理由を具体的に記載する) ……ため、第 1 四半期連結会計期間は、従来の方法によっている。従って、第 1 四半期連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べて、営業利益は 百万円、税金等調整前四半期純利益は 百万円多く計上されている。</p>

(表示方法の変更)

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成 21 年 9 月 30 日)
<p>(連結貸借対照表関係) 前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めていた「××」は金額に重要性が生じたため、当第 2 四半期連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の流動資産の「その他」に含まれる「××」は百万円である。</p>

¹ 第 2 四半期会計期間 (3 か月) の四半期連結損益計算書においては、会計処理及び手続の変更による影響額のうち第 1 四半期に対応する額も特別損失に計上しているが、期首からの累計期間の四半期連結損益計算書においては年度の財務諸表における表示との整合性を勘案して、販売費及び一般管理費に振替えている。

(四半期特有の会計処理及び簡便的な会計処理) 採用している場合

<p>四半期特有の会計処理</p> <p>(1)原価差異の処理</p> <p>操業度が季節的に大きく変動することにより、年度の決算と同様の会計処理によると売上高と売上原価の対応関係が適切に表示されないため、四半期連結会計期間の末日における原価差異のうち、当該四半期連結会計期間の属する連結会計年度の末日までに棚卸資産原価に吸収されて消滅する性質の原価差異は、流動資産又は流動負債として繰延べている。</p> <p>(2)後入先出法を採用している場合における売上原価の処理</p> <p>棚卸資産の当第2四半期会計期間末における数量が期首残高より少ないが、期末までに不足分を補充できると見込まれるものについて、再調達価額に基づき売上原価を加減している。</p> <p>(3)税金費用の処理</p> <p>一部の連結子会社は、見積実効税率により税金費用を算定している。</p>
<p>簡便的な会計処理</p> <p>減価償却費の算定方法</p> <p>減価償却費について、予算に基づく年間償却予定額を期間按分し、期中の取得、売却又は除却する固定資産の減価償却費が重要な場合には調整を行う方法により算定している。</p>

(株主資本に著しい変動がある場合) 文章により記述する場合

<p>当第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)</p>
<p>利益剰余金の減少要因は、平成21年6月に利益剰余金からの配当×××百万円を行ったことである(配当に関する事項参照)。また、自己株式の残高の増加は、平成21年8月に市場から自己株式×××百万円を取得したことによる。</p>

(同上) 表形式で記載する場合

(単位：百万円)					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	×××	×××	×××	×××	×××
当第2四半期末までの変動額(累計)					
剰余金の配当 (うち当第2四半期配当)			*1 ××× (×××)		××× (×××)
四半期純利益(累計)			×××		×××
自己株式の取得				*2 ×××	×××
その他			×××		×××
当第2四半期末までの変動額(累計)合計			×××	×××	×××
当第2四半期末残高	×××	×××	×××	×××	×××

*1 平成21年6月に×××百万円配当した。

*2 平成21年8月に市場から×××百万円を取得した。

(四半期連結貸借対照表関係) 著しい変動がある場合

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)
担保提供資産及び担保付債務		
担保提供資産		
土地	XX,XXX 百万円	XXX,XXX 百万円
投資有価証券	XX,XXX "	XX,XXX "
合計	XX,XXX "	XXX,XXX "
担保付債務		
長期借入金	XX,XXX 百万円	XXX,XXX 百万円

(四半期連結損益計算書関係) 季節変動性がある場合

1 季節変動性

当グループは、主要製品の商品性から四半期ごとに需要量が大きく異なり、各四半期の売上高が著しく変動する傾向にあり、各四半期の業績に著しい変動がある。

(リース取引関係)

<借主側> 著しい変動がある場合

	前連結会計年度末 (平成 21 年 3 月 31 日)	当第 2 四半期連結会計期間末 (平成 21 年 9 月 30 日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
未経過リース料四半期末(期末)残高相当額		
1 年 内	XXX 百万円	XXX 百万円
1 年 超	X,XXX "	X,XXX "
合 計	X,XXX "	X,XXX "
リース資産減損勘定の残高	XXX 百万円	XXX 百万円

<貸主側> 著しい変動がある場合

	前連結会計年度末 (平成 21 年 3 月 31 日)	当第 2 四半期連結会計期間末 (平成 21 年 9 月 30 日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び四半期末(期末)残高相当額	取 得 減価償却 減損損失 期 末 価 額 累 計 額 累 計 額 残 高 相 当 額 相 当 額 相 当 額 相 当 額 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円)	取 得 減価償却 減損損失 四半期末 価 額 累 計 額 累 計 額 残 高 相 当 額 相 当 額 相 当 額 相 当 額 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円)
	XX,XXX XX,XXX XX,XXX XX,XXX	XX,XXX XX,XXX XX,XXX XX,XXX
未経過リース料四半期末(期末)残高相当額		
1 年 内	XXX 百万円	XXX 百万円
1 年 超	X,XXX "	X,XXX "
合 計	X,XXX "	X,XXX "

(有価証券関係) 著しい変動がある場合

(1)満期保有目的債券
平成 21 年 3 月 31 日における国債・地方債の連結貸借対照表計上額は××百万円、時価は××百万円(差額××百万円)であり、平成 21 年 9 月 30 日における国債・地方債の四半期連結貸借対照表計上額は××百万円、時価は××百万円(差額××百万円)である。
(2)その他有価証券
平成 21 年 3 月 31 日における株式の連結貸借対照表計上額は×××百万円(取得原価との差額××百万円)であり、平成 21 年 9 月 30 日における株式の四半期連結貸借対照表計上額は×××百万円(取得原価との差額××百万円)である。

(デリバティブ取引関係) 著しい変動がある場合

(1)通貨関連 為替予約取引について、平成21年3月31日時点の契約額は×××千米ドル、時価は××百万円、評価損益は××百万円であり、平成21年9月30日時点の契約額は×××千米ドル、時価は××百万円、評価損益は××百万円である。
(2)金利関連 金利スワップ取引について、平成21年3月31日時点の想定元本は×××百万円、時価は××百万円、評価損益は××百万円であり、平成21年9月30日時点の想定元本は×××百万円、時価は××百万円、評価損益は××百万円である。

(セグメント情報) 事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産に著しい変動がある場合

当第2四半期連結会計期間末 ×年×月に 社株式の100%を取得し、連結子会社化したことにより、当第2四半期において、 事業の資産が前連結会計年度末と比較して、概ねXXX,XXX百万円増加している。

(企業結合・事業分離に関する注記) 該当するものがある場合

(1)企業結合の概要 ・ 電子部品製造を行うA社を電子部品事業拡大のため、平成21年7月1日に吸収合併した。 ・ 当第2四半期連結財務諸表には、A社の平成21年7月1日からの財務諸表が含まれている。
(2)取得原価の算定 ・ 取得原価はXXX百万円であり、当社の普通株式を交付した。
(3)取得原価の配分 ・ 吸収合併にあたり、のれんがXX百万円発生しており、10年にわたり定額法で償却するものとしている。
(4)当期首において企業結合が完了したと仮定した場合の期首から累計期間の当第2四半期連結損益計算書への影響額 平成21年4月1日に吸収合併が終了したと仮定した場合、売上高がXX百万円、税金等調整前当期純利益がX百万円増加する。

(1株当たり純資産額情報) 算定基礎を開示する場合

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	円 銭	円 銭
純資産の部の合計額(百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	XXX	XXX
(うち新株予約権)	(XXX)	(XXX)
(うち少数株主持分)	(XXX)	(XXX)
普通株式に係る当第2四半期末(期末)の純資産額(百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり純資産額の算定に用いられた 当第2四半期末(期末)の普通株式の数(千株)	XXX,XXX	XXX,XXX

(重要な後発事象) 該当するものがある場合

(当第2四半期末後に新株発行の決議がなされた場合) 平成21年10月 日開催の当社取締役会において、平成21年12月1日を払込期日として普通株式×××千株を一般募集の方法によって発行することを決議した。発行価格、発行価格中資本に組み入れる額、そのほか新株式発行に必要な一切の事項は、平成21年11月下旬開催の取締役会において決定する予定である。なお、手取金は、全額設備資金に充当する予定である。
--

【参考 2】 第 2 四半期以降で自発的に重要な会計処理及び手続を変更した場合における影響額の記載

<イメージ図> 自発的に会計処理及び手続を変更した時期（サンプル）と年度財務諸表の関係

	前期	Q1	Q2	Q3	Q4
ケース 1	A	A	B	B	B
ケース 2	A	A	A	B	B
ケース 3	A	A	A	A	B

（注）A、B は会計処理方法を示す。

Q1、Q2、Q3、Q4 は、第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期、第 4 四半期を示す。

ケース 1：第 2 四半期に自発的に重要な会計処理及び手続を変更した場合

当期

（Q2 での開示）

会計基準案第 19 項(2)及び第 25 項(1)：累計情報（Q1 + Q2）を A で行った場合の影響額を記載

会計基準案第 19 項(3)及び第 25 項(2)：Q1 を B で行った場合の影響額を記載

（Q3 での開示）

会計基準案第 19 項(2)及び第 25 項(1)：累計情報（Q1 + Q2 + Q3）を A で行った場合の影響額を記載

翌期（Q1 での開示）

会計基準案第 19 項(4)及び第 25 項(3)：前期 Q1 を B で行った場合の影響額を記載

ケース 2：第 3 四半期に自発的に重要な会計処理及び手続を変更した場合

当期（Q3 での開示）

会計基準案第 19 項(2)及び第 25 項(1)：累計情報（Q1 + Q2 + Q3）を A で行った場合の影響額を記載

会計基準案第 19 項(3)及び第 25 項(2)：累計情報（Q1 + Q2）を B で行った場合の影響額の記載

翌期

（Q1 での開示）

会計基準案第 19 項(4)及び第 25 項(3)：前期 Q1 を B で行った場合の影響額を記載

（Q2 での開示）

会計基準案第 19 項(4)及び第 25 項(3)：前期 Q2 を B で行った場合の影響額を記載

かつ、累計情報（Q1 + Q2）を B で行った場合の影響額の記載

（注）

- ・ 影響額の記載については、適時に正確な金額を把握することができない場合には、資本連結をやり直さないなど、適当な方法による概算額を記載することができる。また、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
- ・ ケース 3 は、年度における四半期財務情報に係る開示として、今後、どのように扱っていくべきか検討することが適当であると考えられる（会計基準案第 67 項参照）。

以 上